

政 委 第 24 号

平成 18 年 11 月 27 日

国立大学法人評価委員会

委員長 野 依 良 治 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 丹 羽 宇 一 郎

平成 17 年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の  
業務の実績に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成 18 年 9 月 29 日付けをもって貴委員会から通知のあった「平成 17 年度に係る業務の実績に関する評価の結果について（通知）」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らい願います。

今回の評価は、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）の法人化後 2 回目の評価でしたが、初回の評価の経験を活かし、様々な工夫・改善が認められたところであり、皆様の御労苦に対し、改めて敬意を表します。

当委員会としては、貴委員会から通知された評価結果について、国立大学法人等における教育研究の特性に配慮しつつ、評価の厳格性、信頼性が確保されるよう、「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての 2 次意見」（平成 14 年 12 月 26 日政策評価・独立行政法人評価委員会）、「評価における関心事項」（平成 16 年 6 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人分科会）及び「平成 16 年度業務実績評

価の結果についての評価における関心事項（「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係）」（17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会）における視点も踏まえ、業務運営の効率化や財務内容の改善等の法人の経営面を中心に、二次的な評価を行ったところです。本意見については、このような観点から、貴委員会の評価に加え、当委員会として必要な意見を取りまとめたものであり、本意見の具体化が着実に図られることを要望します。

今後とも、貴委員会におかれては、評価に対する国民の期待に応えられるよう、その厳格性・信頼性の向上に向けて、更なる御尽力をお願いします。

平成17年度における国立大学法人及び大学共同利用機関法人の  
業務の実績に関する評価の結果についての意見

以下の点を踏まえつつ、国立大学法人評価委員会の評価結果が活用され、中期計画等に基づく業務の質の向上及び効率化が、引き続き効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

- ・ 学長等による経営方針の明確化等の取組については、経営体制の効果的運用に関して注目される取組として評価した法人の取組も含め、各法人の実態や当該経営方針等の性格に留意しつつ、当該取組の進捗<sup>ちよく</sup>、機能発揮や見直しの状況等について継続的に評価を行うべきである。
- ・ 法人の実施している戦略的な資源配分の成果の事後チェック及び配分の見直しに関し、今後、法人の実施体制等の整備状況とその機能の発揮状況について継続的に把握し評価を行うべきである。
- ・ 経営協議会については、会議運営規則、議事要旨（議事録）及び法人運営に活用された指摘事項の具体例に関する資料を基に、必要に応じてヒアリングでの追加確認を行いつつ、その運営の合規性と活性化の状況、指摘事項の法人運営への活用について評価を行っている。法人運営における経営協議会の重要性を踏まえ、継続的にこのような評価を行うべきである。
- ・ 財務情報の活用については、各法人の財政規模、収支構造に着目して分類し、主要な財務指標について法人間比較と法人ごとの経年比較を行っている。

また、法人ごとの経年比較結果については、財務内容の改善に関する取組等の評価の客観的裏付けとして活用しているところであり、今後、引き続きその充実を図るべきである。

なお、昨年当委員会が指摘した各附属病院間における比較を可能とするための費用

に関する情報の適切な把握については、会計基準等の改訂により対応がなされているが、今後、比較可能性をより高めるため、収益、資産等に関する情報についても適切に把握・分析した上で評価を行うべきである。

- ・ 法人運営に影響を及ぼすおそれのある各種事項に対する危機管理について、全学的・総合的な対応体制の整備状況について評価しているが、今後、引き続き予防的観点にも着目した危機管理についての評価を行うべきである。
- ・ 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）の総人件費改革の実行計画を踏まえ、各法人は中期目標に人件費削減の取組を記載するとともに中期計画に削減目標を設定している。国立大学法人評価委員会は、平成17年度の評価結果において、各法人に対し、今後、中期目標・中期計画の達成に向け、着実に人件費削減の取組を行うよう促しており、平成18年度以降は、その取組の進捗<sup>ちよく</sup>状況について評価を行うべきである。
- ・ 公的研究費の不正使用等の防止のため、総合科学技術会議が示した「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日）等に沿った、体制整備、ルール<sup>ルール</sup>の整備・明確化等の取組状況についての評価を行うべきである。
- ・ 随意契約により実施している業務については、国における取組（「公共調達<sup>調達</sup>の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、各法人における一般競争入札の範囲の拡大、契約の見直し、契約に係る情報公開等についての取組状況等についての評価を行うべきである。